

第1回 こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会

日 時：令和2年3月19日（木）18時00分～20時00分

会 場：大阪市役所地下1階 第11 共通会議室

出席者：《委員》

寺見委員、中村委員、藤原委員、舟本委員、堀委員、吉野委員
（五十音順、敬称略）

《本市》

佐藤こども青少年局長、工藤保育施策部長、赤本保育企画課長
中林指導担当課長、重松保育指導担当課長代理、高垣施設指導担当課長代理
松井施設指導担当課長代理、栞原担当係長、西口担当係長、
臼井担当係長、古瀬担当係長

- 議 事： (1) 部会長の選出
(2) 運営規程について
(3) 傍聴要領について
(4) 事故概要について
(5) 検討の進め方について

議事録：

【公開】

高垣：お待たせいたしました。事故検証部会の開始予定時刻となりました。

委員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきますこども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理の高垣と申します。どうぞよろしく申し上げます。

事故検証部会の開催に先立ちまして、先月12日に保育園でお亡くなりになりました園児のご冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。

(黙とう)

高垣：ただいまからこども・子育て支援会議教育・保育施設等事故検証部会を開催します。

本部会は、平成28年3月31日付の国通知、「教育・保育施策等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき、条例に定めるこども・子育て支援会議に設置される教育・保育施設等事故検証部会となります。

本部会では、こども・子育て支援会議運営要綱に定めるとおり、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪

問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故における「検証及び再発防止策に関すること」を所管事項としております。本部会において検証結果及び再発防止策のための提言を取りまとめた上で、本市にご報告いただきたいと考えております。本市としましては、その報告内容について公表していくこととしています。

また、本部会は、国からの通知にもありますように、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではございません。

それでは、本日の第 1 回目の会議に最初にご出席をいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に配付しております資料 1 の名簿をご参照ください。

当部会は 6 名の委員で構成されております。五十音順にご紹介をさせていただきます。

神戸松蔭女子学院大学教育学部教育学科教授の寺見陽子委員であります。

寺見委員：寺見でございます。よろしくお願いいたします。

高垣：弁護士の中村正彦委員であります。

中村委員：中村です。よろしくお願いいたします。

高垣：大阪青山大学健康科学部健康栄養学科教授で、公益社団法人大阪府栄養士会会長の藤原政嘉委員であります。

藤原委員：藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高垣：医療法人弘善会矢木クリニック院長の舟本仁一委員でございます。

舟本委員：舟本でございます。よろしくお願いいたします。

高垣：常磐会短期大学幼児教育科教授の堀千代委員でございます。

堀委員：堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高垣：大阪市立総合医療センター救命救急センター医師の吉野智美委員でございます。

吉野委員：吉野です。よろしくお願いいたします。

高垣：皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本市の出席者ですが、先ほどご覧いただきました資料 1 の下段に名簿が記載されておりますので、ご覧ください。

部会の事務局として、工藤保育施策部長以下、課長、係長と、本日は初回ということもあり、こども青少年局長、佐藤が出席しております。一人一人の紹介は割愛をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、こども青少年局長、佐藤からご挨拶申し上げます。

佐藤：大阪市こども青少年局長の佐藤でございます。

会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

平素は本市教育・保育施策の推進にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げますとともに、このたびは大変急な依頼にもかかわらず、快く今回のこの事故検証部会の委員の就任をご了承いただき、また本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、去る 2 月 12 日、大阪市城東区におきまして、1 歳の男児が認可保育施設において死亡するというあってはならない大変痛ましい事故が発生いたしました。お亡くなりになられましたお子様のご冥福を改めてお祈りするとともに、心より哀悼の意を表させていただきます。

本市におきましては、平成 28 年度に起きました認可外保育施設における死亡事故がございました。その際、国からの通知に基づき設置されましたこの事故検証部会を、14 回にわたり開催をいたしまして報告書をいただき、そのときの事故を教訓とした提言をいただいたところでございます。

その提言を受けまして、大阪市は、平成 30 年より重大事故防止のための様々な取組を進めてきたところでございます。二度と重大事故を起こさないと、そういう決意の下に頑張っていたところですが、そういった取組の最中に今回の死亡事故が起きてしまったことを非常に重く受け止めております。それとともにこういった悲しい事故を二度と起こさないようにすること、そのために取組をさらに強化していかなければならない、そういった思いを強く感じているところでございます。

そのためにも、どうすればこういった事故をなくすことができるのか、保育施設、行政として一体何が必要で何ができるのか、そういったことに正面から向き合いまして、その中で分析・検討をしていくことがまずは何よりも重要だと考えております。ぜひとも専門家の委員のお力をお借りいたしまして、様々な角度からご意見賜りたく、本日ここに第 1 回目の会議を開催させていただくこととなりました。

本日は、1 回目の会議でございますので、この後、部会長の選出ですとか、部会の運営方法等を決定後、本件事故概要についてご説明し、次回以降の当部会の検証の進め方につきましてご審議をお願いしたいと考えておりますが、今後、時間をかけて今回の認可保育施設における死亡事故の事実関係の把握、発生原因の分析・検討・検証を行うことによりま

して、必要な再発防止策をご提言いただきたい、このように考えております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

高垣：それでは、資料 2 をご覧ください。

こども・子育て支援会議条例第 7 条及び 9 条により、部会の開催には委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は 6 名全員のご出席をいただいております、部会は有効に成立しております。

本日の議事は、初めに部会長を選出いただいた後、運営規程、傍聴要領といった部会の運営上必要となるルールをご確認いただき、今回の事故概要についてご説明をし、検討の進め方についてご議論をいただきたいと考えております。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 12 点ございます。

なお、傍聴者、報道関係には、検証資料となる資料 6 以降の配布はしておりませんので、ご了承願います。

資料 1「教育・保育施設等事故検証部会委員名簿」、資料 2「こども・子育て支援会議条例、規則、運営要綱」、資料 3「こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会運営規程」、資料 4「傍聴要領」、資料 5「審議会等の設置及び運営に関する指針」、資料 6「事故概要」、資料 7「事故当日の状況」、資料 8「司法解剖結果」、資料 9「児童の成育歴」、資料 10「当園の給食の状況」、資料 11「指導・監査の状況」、資料 12「教育・保育施設等事故検証部会における検証の進め方について（案）」、参考資料として、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（国通知）」をお付けしております。

不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

初めに議事の 1 ですが、資料 2 のこども・子育て支援会議条例第 6 条第 3 項に従いまして部会長の選出をお願いいたします。

部会長は部会委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがでしょうか。

初めての会議でございますので、事務局のほうで案を用意しております。

事務局案についてご検討をいただくということでいかがでしょうか。

各委員：（了承）

中林：こども青少年局保育施策部指導担当課長の中林と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局としましては、寺見委員に部会長をお願いできないかと考えております。

寺見委員は、神戸松蔭女子学院大学で子どもの発達、心理学等について教鞭を執っておられ、教育・保育両分野に精通する専門家であるため、本市こども・子育て支援会議の委員にご就任いただいております。本市における前回の事故検証部会部会長も担っていただいております。皆様いかがでしょうか。

各委員：(了承)

高垣：ありがとうございます。

それでは、寺見委員に部会長をお願いいたします。

それでは、寺見部会長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

寺見部会長：それでは、あらためまして部会長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、このたびお亡くなりになりましたお子さん、それからご親族、ご両親様、本当につらい思いをされたと思います。哀悼の意を表したいと思います。局長からも話がありましたけれども、この会議自体は処罰を問うことではなく、何が要因であったか、そしてそれを再発しないように今後どう活かしていくかということ、できる限り私たちが論議することが一番中核的な目的と理解をしております。皆様方、委員の先生方のご協力がないとやっていけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本当に痛ましいことで、前回も二度と起こってはならないといろいろな取組をいたしました。認可外でしたけれども、その後、大阪市もいろいろな努力をされて、本当にいろいろな取組をされたんですね。そういう中でこういうことが二度目に起こってしまったことを本当に心から残念で仕方がありません。しかしながら、起こってしまったことをさらに検証を進めて、今後、本当になないように方策を考えていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

高垣：ありがとうございます。

これ以降の進行につきましては、寺見部会長をお願いいたします。

なお、この後、こども・子育て支援会議条例第 6 条に従い、部会長代理を指名していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

寺見部会長：それでは、部会長代理の指名ということですので、今回、給食の関係ということもありましたので、栄養関係がご専門でいらっしゃいます藤原委員に部会長代理をお

願いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員：(了承)

寺見部会長：それでは、藤原委員よろしく願いいたします。

藤原委員：ご指名いただきました藤原でございます。どうぞよろしく願いします。

高垣：それでは、寺見部会長、以後の進行についてよろしく願いします。

寺見部会長：それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、運営規程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

中林：当部会の運営規程等につきましては、資料3をご覧ください。

こちらの資料でございます「こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会運営規程」において規定されております。

本市のこども・子育て支援会議の運営に関わりましては、こども・子育て支援会議条例等に規定がございまして、部会運営規程はそれらに規定されていない事項を定めております。

運営規程の全文については、後ほどご一読いただければと思いますけれども、何点か少し詳しく説明させていただきます。

規程の5、検証方法(1)に記載しておりますように、検証を行うにあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないということは国からの通知でも示されておまして、今一度ご認識いただければと思います。

規程の7、部会の開催(3)の部会の公開・非公開についてご説明いたします。

本市の審議会等は、資料5にございますように審議会等の設置及び運営に関する指針で原則公開とされておりますが、その例外として非公開とするべき要件が規定されております。その一つに個人情報・法人情報等の非公開情報を取り扱う場合は、会議を非公開とすることができるかとされております。全ての会議が非公開となるものではなく、個々の議事内容に応じてその都度公開または非公開の判断をすることとなっているため、規程では、事例及び議題により非公開とすることができるとしております。

本日の部会におきましても、議事4の事故概要以降は個人および法人等情報が含まれることや、また、今後の部会におきまして事故関係者から意見聴取を行う際には、公にすることにより精神的なストレスを受けたり、萎縮するなどして率直な意見の交換が損なわれる可能性があるため、非公開とせざるを得ないと考えております。

事務局としてはこのように考えているところではございますが、資料5の審議会等の設

置及び運営に関する指針の第7の3の(1)に、会議の公開・非公開については当該審議会等において決定するものとするので、部会の公開・非公開についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

寺見部会長：それでは、今、事務局から当部会の運営規程に基づいて部会の公開・非公開についての提案がございました。原則公開にはするけれども、今回、個人情報や法人情報が取り扱われる内容が含まれている部分がありまして、非公開ということも考えられると思いますが、皆様方のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員：(了承)

寺見部会長：公開できる部分はやはり公開していかなければならないと思いますが、個人に関わる状況がかなり入っておりますので、この会議は非公開ということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事3の、傍聴要領につきましてご説明をお願いいたします。

小林：続きまして、資料4をご覧ください。

傍聴要領についてご説明いたします。

先ほどの運営規程の際にもご説明しましたように、審議会等は原則公開することとされており、個人や法人情報を取り扱う場合や関係者からの意見聴取をする場合などを除き、公開することは先ほどの運営規程でご確認いただきました。この要領につきましては、一定のルールの下で市民の皆様へ傍聴していただくため、傍聴にあたっての手續、傍聴者の遵守事項、会議の秩序維持について規定したものです。本市の審議会等におきましては、おおむね同様の要領を定めております。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

寺見部会長：それでは、傍聴要領につきまして、委員の皆様方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員：(了承)

寺見部会長：それでは、事務局から説明のあった傍聴要領について、このまま進めさせていただきます。

それでは、議事4、事故の概要について進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

高垣：先ほど確認をさせていただきましたように、議事の中で個人・法人等の情報を取り

扱うこととなりますので、大変恐縮ですが、これ以降は非公開とさせていただきます。
傍聴の方、報道関係の方、おそれ入りますがご退席をお願いします。

(傍聴者退出)

【非公開】

以下の議事について非公開で審議し、会議終了。

議事(4) 事故概要について

議事(5) 検討の進め方について